Information System Department

情報通

2024.November　11月号

発　行：東京税理士会
情報システム部

そろそろ相続税申告を電子申告でやってみよう

情報システム部　委員　木南　　誠

令和元年10月から、相続税申告のe-Taxが始まり、５年が経ちました。

すでに所得税や法人税、消費税をe-Taxで送信している方であっても、相続税の電子送信は他の申告と異なる部分があり、なかなか取り組めない方も多いのではないでしょうか。令和５年１月から利便性の向上を目的として送信の簡便化の諸策が講じられ、以前よりも取り組みやすくなっています。実際、申告で使ってみたので従前からのシステム利用による注意点とともに利便性向上策の概要をまとめてみました。

１．どの税務署に提出するのですか。

被相続人の死亡の時における住所地を管轄する税務署になります。書面の場合と同様です。

２．利用者識別番号は誰のものを使うのですか。

開始当初より、下記の図のような送信手順となっていますが、税理士が代理送信を行うことで送信回数が減らせる仕組みとなっています。しかし、代理送信であっても申告データを送信するには財産取得者全てのe-Tax利用者識別番号が必要となります。この利用者識別番号の確認作業が手間となり、結果として紙での申告となっていた方も多いと思います。

また、一部の方の番号の確認、取得ができない場合は、負担が増えても、電子と紙の双方の提出が必要であったので、それなら全て紙で提出となっていた方もいらっしゃるでしょう。

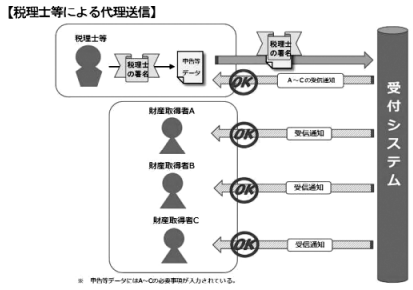

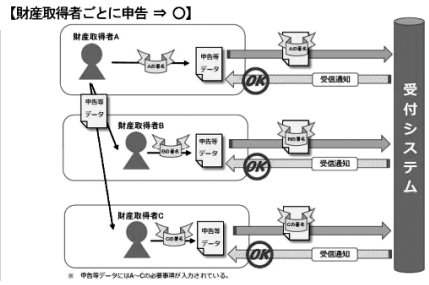

※利便性向上策

この利用者識別番号について､新たに番号を取得する必要がある相続人なのか、番号取得済の相続人なのか税理士が確認できるようになりました。

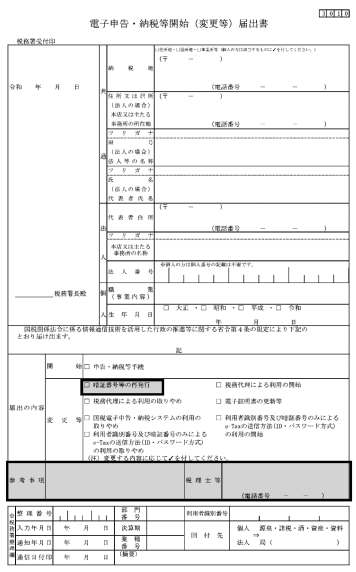

電子申告変更等届出書を相続人ごとに相続人の納税地を管轄する税務署に提出することで確認が簡便になりました。手順ですが、この届出用紙の「変更等」欄の“暗証番号等の再発行”にチェックをして、さらに「参考事項」欄に“相続税申告委任有　税理士への連絡希望”と記載して税理士がe-Taxソフトを使って代理送信で提出します。

経験上、１週間程度で相続人ごとに管轄する税務署から「税理士等」欄に記載のある電話番号に、利用者識別番号の未取得情報または番号を通知してもらえます。

この対応は税理士の電子署名があることが必須ですので、書面または「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」により提出した場合は対象外となるので注意してください。

電話回答の期間についてはあくまで私の経験上の目安ですので、実際は早めに提出することをお勧めします。

また、既に取得済の方の場合、相続人が暗証番号が分からなくなっていることも想定されるので、仮暗証番号の確認書面の当該相続人への郵送を希望しておく方がよいでしょう。

３．送信に際して、誰の利用者識別番号を使うのでしょうか。

相続人の各々がマイナンバーカードなどを使って送信をする場合は、全ての相続人が電子送信することになりますが、税理士が代理送信をする場合は、相続人の任意の１名をＩＴ部に相続人代表として入力して、まとめて送信することになります。代理送信であっても相続人代表以外の相続人の利用者識別番号の入力が必要です。利用者識別番号を付さない相続人は無申告となってしまいますので注意してください。

また、送信後のメッセージボックスに被相続人の名前は出てきません。

４．送信できるのはどういった書面ですか。

相続税申告書の第１表から第15表、税務代理権限証書、相続税の申告書等送信票（兼送付書）ならびに税理士法第33条の２関係の書類です。遺産分割協議書や評価関係書類等はPDF形式によるイメージデータで提出可能です。「イメージデータで提出可能な添付書類」で確認することを忘れないようにしてください。

※当初は送信に対応していない申告書はイメージデータで送れませんでしたが、PDF形式によるイメージデータでの送信が可能となっています。ただし、申告書第１表の付表１「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」の様式はe-Taxに対応していませんので別途書面での提出が必要です。

５．添付書類（PDF形式のイメージデータ）の送信はどのように行いますか。

申告書と同時に添付書類送信データを作成する同時送信方式と、申告書の送信後に追加で送る追加送信方式があります。追加送信方式でイメージデータを送る場合、e-Tax（WEB版）の送信結果のお知らせから、送信済みデータを選ぶことで追加作成することができます。同時送信方式と追加送信方式で合わせて11回の送信が可能です。

※利便性向上策

送信容量は下記表のようになり、従前より送信可能なファイルの容量が増えました。

項　目	１送信当たりの上限	追加送信方式を併用（最大11回）
ファイル数	136ファイル	最大1,496ファイル
データ容量	PDFファイル合計で14.0MB	PDFファイル合計で最大154.0MB

また、固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要となりました。

実際の手順としては以下のような方法で行います。

① 送信データフォルダを一つ作成します。その中にイメージデータとして送るファイルをPDF化して送信したい順序で番号を付します。
例、１遺産分割協議書、２除籍謄本、３戸籍謄本、４・・・

② 同時送信時に申告書にイメージデータを添付していきます。14.0MBまでとなっていますが、ファイルの容量は12.0MBを切るぐらいでないと容量オーバーのメッセージが出る場合があるようです。
様子を見ながらイメージデータを１から順に添付していきます。容量オーバーせずに作成に成功したら、上記①で作成したフォルダの下に１番フォルダを作成してそこに添付ファイルを移動します。

③ イメージデータの追加送信方式は②で作成した申告書データを送信完了してからでないと作成できませんので、送信を行います。

④ ここからの追加送信方式でのイメージデータの作成作業は、e-Tax（WEB版）でも行うことができます。送信結果のお知らせから添付書類（PDF）の送信を選んで代表相続人を選択して２通目以降のイメージデータの作成をしていきます。
送信データが作成できたら②の手順と同様にフォルダ番号を２、３・・・と作成して移動していきます。送信データの作成ができたら、順番に送信します。一括送信はできません。

相続税の添付書類についてはスキャンした段階でデータ容量が大きくなる傾向があるように感じました。古い手書き文字の戸籍などは、スキャンデータで不鮮明な部分を拡大するときに潰れてしまわないように解像度を上げてスキャンしているので１ファイルで10MBといったこともあり、スキャンしたデータを圧縮する工夫が必要になるかもしれません。そういった意味ではイメージデータの送信は、難易度が高いと思います。最初のうちは申告書データのみ送信であったとしても慣れていくことが大切です。

是非、相続税の電子申告にチャレンジしてみてください。